

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月23日（令和7年（行情）諮問第1495号）

答申日：令和8年5月1日（令和8年度（行情）答申第99号）

事件名：行政文書ファイル「平成29年 出勤簿（特定室）」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書20」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月10日付け防官文第275号及び同年7月19日付け同第4477号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

（略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア （略）

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年5月10日付け防官文第275号により、本件対象文書のうち、文書1について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年7月19日付け同第4477号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書20について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年6か月及び約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

(1) 文書1の文書中、官職及び氏名の全部並びに出欠欄及び集計欄の一部については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

(2) 文書2ないし文書9及び文書11ないし文書20の文書中、平成29年上半期出勤簿及び平成29年下半期出勤簿のそれぞれ一部、文書10及び文書13の文書中、平成29年前半期出勤簿及び平成29年後半期出勤簿のそれぞれ一部、文書10の文書中、欄外の記述の一部、文書15の文書中、平成29年出勤簿の一部については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文

書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月22日 審議
- ④ 同年4月23日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「作成・取得年度等：2016年 府省名：防衛省本省 大分類：庶務 中分類：人事管理 名称（小分類）：平成29年 出勤簿（特定室）」につづられた文書の全ての開示を求めるものであることから、開示請求受付時点（平成31年3月11日）において当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定室の職員に係る出勤簿であり、それぞれ、おおむね①所属を記載する欄、②官職を記載する欄、③氏名を記載する欄、④出欠状況（月日ごとに職員が定時までに出勤したことを証するための押印等）を記載する欄、⑤年次休暇の使用日数等の集計結果を記載する欄、⑥年次休暇付与日数を記載する欄、⑦備考を記載する欄の各項目が設けられていることが認められる。

このうち、処分庁は、上記各欄の各一部について不開示としている。

- (2) 上記①ないし④欄の不開示部分について

ア 対象文書それぞれにおける当該不開示部分には、特定室の職員の所属、官職、氏名、印影等が記載されているものと認められる。

諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の2のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、これを開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 上記⑤ないし⑦欄及び欄外の不開示部分について

ア 本件対象文書は、それぞれの文書に職員の氏名の記載があることから、それぞれが全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるところ、対象文書それぞれにおける当該不開示部分には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報や異動に係る情報等が記載されているものと認められる。

イ これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、これらの情報を公にすると、職員の官職及び氏名が開示されていないとしても、職員の知人、同僚等一定の範囲の者であれば当該職員を特定することができる可能性があり、その場合、当該職員の私生活の内容を知られる結果となることから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「作成・取得年度等：2016年 府省名：防衛省本省
大分類：庶務 中分類：人事管理 名称（小分類）：平成29年 出勤簿
（特定室）」に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 出勤簿1
- 文書2 出勤簿2
- 文書3 出勤簿3
- 文書4 出勤簿4
- 文書5 出勤簿5
- 文書6 出勤簿6
- 文書7 出勤簿7
- 文書8 出勤簿8
- 文書9 出勤簿9
- 文書10 出勤簿10
- 文書11 出勤簿11
- 文書12 出勤簿12
- 文書13 出勤簿13
- 文書14 出勤簿14
- 文書15 出勤簿15
- 文書16 出勤簿16
- 文書17 出勤簿17
- 文書18 出勤簿18
- 文書19 出勤簿19
- 文書20 出勤簿20